

農業協同組合の自己改革を尊重した農協改革を求める意見書

平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定された規制改革実施計画では、農業協同組合（以下「農協」という。）における理事会の構成や准組合員の事業利用のあり方、全国農業協同組合連合会の事業や組織形態の見直し、中央会制度から新たな制度への移行など、組織や事業の根本に関わる問題が提起されており、政府は農協に対し、計画に即した自己改革の実行を強く求めている。更に、次期通常国会に、農協改革に係る関連法案を提出すべく、改革の具体化に向けた検討を開始している。

しかしながら、農協の自己改革を尊重せずに、一方的に改革を進めることは農業の生産現場や地域に大きな混乱をもたらすことが懸念される。

よって、国において今後具体的な措置や法制化を検討するに当たっては、農協が地域農業・農村振興に果たしてきた役割等を踏まえ、農協の自己改革を尊重し、真に農業従事者の所得向上と地域活性化の実現のため、特段の配慮をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 26 年 10 月 8 日

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
農林水産大臣	西川公也殿
内閣府特命担当大臣	有村治子殿
(規 制 改 革)	

山形県議会議長 鈴木正法